



## 9 親密圏と公共圏に関する補足その1

前回の「介護を巡る断章8」で介護福祉を巡る親密圏と公共圏に関する最も基本となる部分について述べた。親密圏が女性性と親和的な概念であり、公共圏が男性性と親和的な概念であることは理解できたと考えたい。しかしそのことは大きな課題を抱えることになる。

フェミニズム(あるいはジェンダー論)が社会に提起した公共的な空間における男女の置かれた状況、家庭という空間での男女の役割の差について、どのように考えるのか、さらには、公共性は親密圏にどこまで介入することができるかと考えるのがよいか。

元々の親密圏は、同じ空間を共有する者同士の合意のもとで成立する。そこに第三者としての公共性が入りこむことは、原則として適切ではないと考えることが妥当であろう。二つの空間の関係をどのように考えるのかは、かなり難しい問題である。

### (1) 親密圏とフェミニズム(問題の所在)

フェミニズムの主たる主張は、様々な場面で男女が平等な社会を求めるということであろう。社会における経済的、政治的意思決定における男性の優位性、さらには社会的地位、経済的地位における男性の優位性を問題にするとともに、家庭におけるアンペイドワーク(無償の労働)としての家事、育児、介護に縛られているのは女性であることが課題として提起される。

こうした問題、課題を解決するためにフェミニズムは様々なアプローチを提起する。一つは平等派によるもので、社会活動のあらゆる場面で男女の平等性の確保を目指すための取り組みを指す。さらに差異派は、妊娠・出産という部分では女性が重荷を負うことが避けられないことから、もう一つの性である男性を敵視した延長線で女性だけのユートピアを目指す。(野崎 [2003 : 24])

このようなフェミニズムの議論の細部

に踏み込んでいくことがこの章の目的ではない。ここで論じるべきなのは、フェミニズムは「個人的なことは政治的である」として、古典的な言い方ではあるが「公私二元論」を批判してきたことがここでの論点である。夫婦の関係性、その子どもを含めた家族の関係性などに代表される「私」(＝親密圏)については、長い間、政治的な正義の議論の対象外におかれ、公的領域としての「公」のみが政治的な対象とされた。それを批判する方法としてフェミニズムは「個人的なことは政治的である」という表現を手にいれたのである。しかしまた、フェミニズムは野崎が論じた次のようなジレンマに直面する。

「正義の理念が、家族にも適用されるのかという問題が取り上げられるようになり、・・・フェミニスト政治理論家が、これを肯定するようになった。・・・家族と正義の理念との関係はいかなるものかという困難な問題について考えなければならない。すなわち、正義の理念は、家族においても公的領域と同じように適用されるものなのであろうか？・・・家族を正義の原理のみが支配する場とすると、家族の存在意義がなくなるという問題提起がなされているがゆえに、このことが論じられる必要がある。」(野崎〔2003:156〕)

ここでの野崎の議論は、二つのことが無条件の前提となっている。第一に、公的な空間(公共圏)におけるよい評価(一般的な言い方でいえば「社会的成功」)は、男女ともに望ましいものであるという価値観があげられる。

しかし、この価値観は無条件に成り立つ前提であらうか。何故、公的な空間(公

共圏)における社会的成功は、誰にとっても望ましいものといえるのか。厳密に考えていくと、よく分からないという状況に陥るのではないか。多くの場合、社会的成功によって二つのことが手に入る。社会的名声とそれに伴う収入がそれである。社会的名声は、多くの場合、一過性のものであろう。どのような社会的地位を得たとしても、その地位には限りがある。いつまでも同じ社会的地位に居続けることは、一般的には難しいと考えられる。また、社会的地位に伴う収入についても、収入があることで出来ることが広がる可能性が高まるということであって、それ以上でも以下でもない。社会的地位を確保するために多くの労働時間を必要とすれば、収入が増えて出来ることが広がったとしても、実際に行えることには限りがある。社会的成功により社会的な地位を得る達成感が人間としての基本的な欲望だとしても、それはある意味で極めて刹那的で崩れやすいものではないだろうか。そのことを私たちは忘れてはならない。

第二に、私的な空間としての親密圏における家事や、育児、介護などについて、できれば誰も進んでやりたくはない活動として位置付けられていることである。家事や育児、介護は本当にいやなアンペイドワークとしてしか位置しないのか。本来、家族が日々、健やかに暮らすこと、育児をしながら子どもの成長を見守ること、支援が必要な高齢者や障害者に対し介護を行いながら関わることは、人として極めて基本的・本質的な営みである。

こうした人として基本的・本質的な営みに対し、性別役割分担論を持ち出して

特定の性に押し付ける社会的な枠組みが問題なのであって、家事や育児、介護という労働の内容が問題なのではないと考えるべきであろう。同様に、公的な空間における社会的成功が、特定の性に偏っている社会の在り方が問題なのであり、場合によっては社会的成功そのものを望ましいものとする社会にこそ問題があると考えることができるのではないか。

同様に田村は、野崎の論（野崎〔2003：66〕）を引用しつつ「第二派フェミニズムの『個人的なことは政治的である』を受け入れるならば、全ての事柄を『集合的決定』の対象とし、『公的な性差の可能性』にさらすことになる。そして、そのことは『すべてに国家権力を呼び込み、個人の自由や自律を侵害することにつながりかねない危険』をもたらす。それゆえ、公／私区分は維持されるべきである」と論じる。（田村〔2005：49〕）

課題の所在に関する認識としては、田村の方が先に引用した野崎の論よりも理解しやすい。もちろん、ほぼ同様のことは野崎（2003：66）でも論じられているのだが、田村の論の方が、論理的には明快であろう。しかしながら、田村の論は「個人的なことは政治的である」とする第二派フェミニズムの大前提に対して、論理的に異を唱えるものであるのに対し、野崎の論は私的な空間としての親密圏の本質を踏まえつつ、そこから課題提起を行ったものである点が大きく異なっている。

ここまで論じることで、この部分に関する課題状況が概ね把握できたものとする。

## (2) 二つの考え方

ここで、田村哲樹と野崎綾子の論説について詳しく確認しておこう。

田村は、政治理論的な立場から「フェミニズムは公／私区分を必要とするのか？」

（田村〔2005〕）という問いを立てる。

政治理論からは、「公と私の区分は典型的には『国家』と『市民社会』の区分である」としたうえで、「フェミニズムは、このような国家を公とし、市民社会を私とする二分法を批判する。」とし、「近代民主主義の思想家のほとんどは、『国家権力』については『市民社会』における平等な人間の合意を説きつつ、『家族』については強者（男性）の権力を主張するという『矛盾』を犯しているのである。」（田村〔2005：39〕）と断じる。そのうえで、既存の公／私の境界線に対する異議申し立てとして第二派フェミニズムによって「個人的なことは政治的である」という有名な課題提起が行われたと位置づける。

ここまでのことを前提としつつ、フェミニスト政治理論家であるスーザン・M・オーキン、アイリス・M・ヤング、ボニー・ホーニッグ、ジュディス・バトラーの言説を整理し、フェミニズムの政治理論らは、公／私区分の放棄を目指しているのではなく、より適切な公私区分への組み換えがなされるべきであることを提示しているのだと分析する。

そのうえで、他者から隔てられた私的領域としてのプライバシーの概念を用いて、「フェミニズムにとって公／私区分が必要な理由の一つは、プライバシーとしての私の重要性に求められる。」とし、さらにジーン・L・コーエンやオーキンを引

用しつつ、フェミニズムにおける「私の復権」「プライバシーの必要性」を述べる。ただし、家庭内での男性による女性支配を排除するために、『私の復権』は、家族を個人にとっての慣れ親しみのある『親密な領域（親密圏）』としてアプライオリに措定することとは全く異なるものとして構想されなければならない」と論じる。

このような整理を行ったうえで、田村は「公／私区分を『思考・行動様式の区分』として捉え直すことを提案」（田村〔2005: 55〕）する。「・・・領域・空間としてではなく、『行動様式』として公／私区分を考えるならば、公／私の区分を維持しながら、同時にそれらの『不可分性』を説明することができる。すなわち、同一の領域・空間において（不可分性）、公／私のいずれの行動様式も生じ得る（区分）、と考える」ことを提示するのである。

この田村の論考には、いくつもの欠陥があると考えられる。第一に、「フェミニズムは公／私区分を必要とするのか」という問に対し、公権力を行使する国家としての公と市民社会としての私の間を横たわるものとして、公私区分の必要性に関する問を立てているが、これはフェミニズムの問題提起とは本質的に異なっているのではないか。フェミニズムは、国家としての公及び公を支える様々な社会のあり方と、男女及び男女の関係性の発展形としての家族のあり方との関係性を問題としている。「個人的なことは政治的である」のフレーズは、これまで個人的なことでされてきた男女間、家庭内における各人間の個別のあり様をも、政治的な空間において捉えるべきであるという問題提

起である。フェミニズムが論じている私の内容をずらして論じるのであれば、当たり前なことだが導かれることも、本来の問いの求める内容と異なってくることに留意する必要がある。

またフェミニズムにおいて「私の復権」「プライバシーの必要性」の提起する内容についても、作為的とも捉えられる論理のすり替えが行われていると考える。ここで論じようとしていることは、親密圏の最小単位としての家族において、女性は家族の構成員としてのポジションではなく、家族そのものと一体化した存在となっていることへの課題提起なのではないか。子どもたちにとって、母親は最初に出会う一人の人間ではなく、あくまで子どもにとって親密圏そのものと等価の存在である母親として出会う。このとき、母親である女性は、ある意味で「私」、プライバシーのない状態にある。家庭において、父親である男性が子どもから見たときに、「私」「プライバシー」を有しているのに対し、母親である女性はこれを持たない。そのことを問題とし、家庭そのものと同化した存在としての女性の立ち位置から一歩引いた場所への移動を提案するのが「私の復権」「プライバシーの必要性」であると考えの方が正確な理解である。

こうした論理のすり替えが行われてはいるが、最後に提起されている「公／私区分を『思考・行動様式の区分』として捉え直すこと」については、フェミニズムの提起する本質的な課題との関係では問題の解決にこそならないが、ここで論じていることへの一定の整理の方向性を示す提

案である。少なくとも、公／私区分を二項対立的に捉え得るべきではないということは正しいと考えられる。

こうした田村の論考に対し野崎綾子は、「親密圏と正義感覚」（野崎〔2003：155—175〕）において異なる枠組みを提示する。

野崎は『『親密圏』の中心には、家族があると考えられるが、この家族を『自然』によってつくられる『前政治的』な『私的領域』としてとらえ、社会契約により構成された政治＝『公的領域』と峻別する考えかたが、近代的公私二元論である」（野崎〔2003：155〕）と整理したうえで、この近代的公私二元論のもとで「自由・平等の原理や、政治権力の行使は個人の同意のある場合にのみ正当化されるという自発的契約の原理は公的領域の身に関わるレレヴァント (relevant) なもの」とすることに対するフェミニズムの批判として「個人的なことは政治的である」というスローガンを位置づけ、「家族にとって正義の理念がまったくイレレヴァント (irrelevant：レレヴァントでない) と主張することは困難になったと思われる」とする。

しかしまた、野崎は「正義の理念は、家族においても公的領域と同じように適用されるものなのであろうか？・・・家族を正義の原理のみが支配する場とすると、家族の存在意義がなくなるという問題提起がなされているがゆえに、このことが論じられる必要がある」（野崎〔2003：156〕）とする。

この野崎の課題意識は、筆者の課題意

識とほぼ重なっている。野崎の考察をもう少しフォローしてみよう。

野崎は家族における問題を、「家族が家族の外部(社会や国家)との境界をどのように定めるか」といった際に問題となるレレヴァンス」と「家族の内的生活をどのように運営するか」に関して問題となるレレヴァンス」に分ける。前者を「対外的レレヴァンス」、後者を「対内的レレヴァンス」としたうえで、前者に関しては正義の原理と愛の原理（正義の原理に代わって家庭に働く原理）の対立の問題が薄いように思われるとし、後者ではそれが「先鋭的に現われる」とする。

一方で野崎は、『愛の原理』を徹底することが、ドメスティック・バイオレンス (DV) や児童虐待から家族を治外法権の場所に置く危険を論じ、そのうえで「愛という感情には不安定性が伴うことから、それが正常に機能しなくなり始めた場合の歯止めとして、『正義の原理』を組み込んでいくことが、『愛の原理』の正常な機能を担保することにもつながるのではないだろうか」と論じた後、家族運営のための「ルール適合性の判断を行なう能力の萌芽となるような、なにが正義に合うのか適わないのかを判断する基本的な感覚のようなもの」（野崎〔2003：166〕）としての「正義感覚 (sense of justice)」を提示する。

この「正義感覚」について野崎は「何が正しいか不正かを判断する能力」と、議論の出発点として借りに定義しておく」とし、ロールズの『正義論』から、正義感覚について引用する。

「一定の年齢を超え、必要な知的能力をもつ各人は、通常の社会状況において、正義感覚を発達させることを仮定しよう。われわれはものごとが正しいか不正かを判断し、これらの判断を理由によって裏付けるスキルを獲得する。さらに、われわれは普通これらの決定 (pronouncements) に従って行動する何らかの欲求を持ち、他者の側にも同様の欲求を期待する (Rawls [1971 : 46])。』

“Let us assume that each person beyond a certain age and possessed of the requisite intellectual capacity develops a sense of justice under normal social circumstances. We acquire a skill in judging things to be just and unjust, and in supporting these judgments by reasons. Moreover, we ordinarily have some desire to act in accord with these pronouncements and expect a similar desire on the part of others.” (Rawls [2003 : 41] )

野崎は、家庭における「正義の原理」と「愛の原理」の折り合いの付け方として、「正義感覚」を提起し、家庭内における正義感覚、正義感覚の家庭における意義について述べたうえで、最後に「自由な親密圏を保持するために、構成員が守らなければならない最も基本的な『文法』として、正義感覚が要請されるのではないだろうか」(野崎[2003:174])とまとめる。

田村の議論が論点ずらしに徹しているのに対し、野崎の議論は問題の本質に迫る論考であることは間違いがない。しかしながら、野崎の議論が有している最大

の課題は、「愛の論理」が中心となる「親密圏」と、「正義の論理」が中心となる「公圏」「公共圏」について、二項対立として捉えていることであろう。

以下、これまでみてきた田村、野崎の二人とは異なる考え方の整理を試みたい。

### (3) 異なる解の提示

結論から先に述べれば、公共圏と親密圏は力動的な関係にあると考える方が適当なのではないだろうか。

いずれかの会社や病院などで働くことを考えた場合、その会社や病院などは一般的に公共圏としての空間であると考えられることができる。学校や公官庁なども公共圏であることは論じるまでもないことであろう。しかし、会社の気のあった仲間と仕事が終わったあとで、一緒に飲みに行く、あるいは一緒に夕食をとるといった場合、この仲間たちの人間関係は親密圏である。一緒に仕事をしていて人間関係のよさによるチームワークが出来上がった集団となることがあるが、これもある意味で親密性に基づく一定の関係性が形成されていると考えることができる。公圏、公共圏や私圏という空間の中であっても小さな集団としての親密圏が存在しうることが理解できる。

これは、公圏、公共圏や私圏の方が大きな場であること、そうした場の内に親密圏が存在しうることを示している。そしてまた、一人の人は常に一つの圏域に属するだけということではなく、一日の中でも様々な公圏、公共圏、私圏、親密圏を行き来していると考えの方が自然である。

このように考えることで、一人の人に

とって親密圏と他の圏域はある意味で力動的な関係にあると考える方が適当であるということになる。野崎は、家族にのみ焦点を当てて、家族の基本的な役割にこだわって論を進めたことから、先に述べたような結論に至ったと整理することができるかもしれない。人と人の関係では、親密性に基づく関係性とそれ以外のルールに基づく関係性があり、家族という枠組みにあっては、親密性に基づく関係性が強く意識されることが多いが、ルールに基づく関係性が全くないというわけでもない。家族という関係性の中での何を論じようとするのかによって、親密性と

ルールのどちらをベースに論じるのかが異なるということであろう。

ただし、家族という関係性は親密圏と親和的であり、そこにおける関係性は全体として他の圏域よりも親密性が1971多くを占めているのは間違いがないであろうが、だからといって公、公共性の議論を全く含んでいないということにもならない。「個人的なことは政治的である」というよりは、家族には「個人的なことと政治的なことがある」と表現するのがより正確なのである。

#### 文献リスト

John Rawls. 1971 版・2003 版 A Theory of Justice, Harvard University Press

野崎綾子 2003 『正義・家族・法の構造転換 リベラル・フェミニズムの再定位』勁草書房

田村哲樹 2005 「フェミニズムは公／私区分を必要とするのか？」『政治思想研究(5)』政治思想学会